



【転入者の方向け】 不足額給付1確認事項

以下のいずれかに該当する場合は対象となる可能性があります。

※ただし、当初調整給付の額が不足額を上回る場合は対象となりません。

☐

確定申告書第一表④④－④③＞0となる

☐

令和6年分源泉徴収票の摘要欄の控除外額が0ではない

☐

令和6年6月3日以降、令和5年分所得について
税の修正申告を行い、住民税所得割額が減少した

☐

【令和5年分所得】よりも【令和6年分所得】の方が少ない
(所得の減少、住宅ローン控除の適用、医療費控除の増など)

☐

令和6年中に扶養親族が増えた
(こどもの出生、結婚など)

☐

令和5年は所得がなく、令和6年は所得がある
(学生の就職など)

☐

令和6年中に国外から転入した
※令和6年1月1日は国外在住